**参加意思確認公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示**

次のとおり、参加意思確認申請書の提出を招請します。

**招請の趣旨**

大阪府では、児童虐待の相談件数の増加に伴い、保護を必要とする子どもの数も年々増加しており、保護された子どもたちの中には、のちに、被虐待等の影響から、様々な行動の問題を呈することも多くみられています。そうした子どもたちのニーズに応じた医学的・心理的ケアを提供するために、「子どもの回復支援」を理念とし、平成25年6月より大阪府中央子ども家庭センター内に診療所「こころケア」が設置されました。

こころケアでは、診療、トリートメント、コンサルテーション、研修という4つの機能を持ちながら、大阪府の社会的養護のもとにある子どもたちの回復を支えています。診療機能におきましては、医師による、医学的見地からの診断や評価、専門的な治療や投薬等の医療行為を実施しており、診療における医療事務を円滑に実施するには、医療報酬対応業務であるレセプト入力を適切に実施する医療事務委託を行うことが必要・不可欠となります。

本業務は、診療所開設時より導入しているレセプト用コンピューター「ORCA」を使用する必要があり、株式会社エヌジェーシー（以下「特定者」という。）は「ORCA」に対応できる人材を派遣できる委託事業者として、令和2年度から本業務の受託者であり、誠実に履行してきた実績を有しています。

以上のことから、特定者を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としていますが、特定者以外の者で、下記３の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認申請書の提出を招請する公募を実施するものです。

公募の結果、下記３の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定者との随意契約手続に移行します。

なお、下記３の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定者と当該応募者による競争手続きを行います。

令和６年　２月　５日

大阪府中央子ども家庭センター所長　藥師寺　順子

記

**１ 発注予定業務の内容**

|  |  |
| --- | --- |
| 発注年度 | 令和６年度 |
| 業務名 | 大阪府中央子ども家庭センター医療事務委託業務 |
| 発注機関 | 大阪府中央子ども家庭センター |
| 業務場所 | 大阪府寝屋川市八坂町２８番５号 |
| 履行期間 | 令和６年４月１日(月)から令和７年３月３１日（月）まで |
| 業務概要 | 別添の「大阪府中央子ども家庭センター医療事務委託に係る業務概要」に基づき必要な業務を実施する |
| 特定者の商号又は名称、所在地 | 名称（商号）　株式会社エヌジェーシー  所　在　地　大阪府大阪市北区梅田1－11－4－2200 |
| 特定者との契約予定価格 | 金１，５９７，２００円（消費税及び地方消費税を含む） |

**２ 手続のスケジュール**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 説明書等の交付 | 交付期間 | 令和６年　２月　５日（月）午前１０時　から  令和６年　２月１５日（木）午後　４時　まで |
| 交付場所 | 大阪府中央子ども家庭センター総務企画課 |
| 交付方法 | 上記の交付場所で交付します。なお、郵送による交付は行いません。 |
| 説明書等に対する質問及び回答 | 質問受付期間 | 令和６年　２月　５日（月）午前１０時　から  令和６年　２月１５日（木）午後　４時　まで |
| 質問方法 | 質問書（様式自由）により、電子メールにより受け付けます。ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：[chuokatei@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:chuokatei@sbox.pref.osaka.lg.jp) |
| 最終回答日 | 令和６年　２月１９日（月） |
| 回答方法 | 大阪府中央子ども家庭センターホームページ  (http://www.pref.osaka.lg.jp/kodomokatei/shokai.html）に掲載します。 |
| 参加意思確認申請書の提出 | 提出期間 | 令和６年　２月　６日（火）午前１０時　から  令和６年　２月２０日（火）午後　４時　まで |
| 提出場所 | 大阪府中央子ども家庭センター育成支援課第二課 |
| 提出方法 | 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法で、提出期間内に必着のこと） |
| 審査結果の通知 | 最終通知日 | 令和６年　２月　２８日（水） |
| 通知方法 | 郵送及び電話 |
| 応募要件を満たさないと記載された審査結果の通知に対する理由請求 | 請求期間 | 通知を受けた日の翌日から  令和６年　３月８日（金）午後　４時まで |
| 請求場所 | 「４．発注機関」に記載する事務所 |
| 請求方法 | 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法で、請求期間内に必着のこと） |
| 最終回答日 | 令和６年　３月１９日（火） |
| 回答方法 | 郵送 |
| 応募要件を満たすと記載された審査結果の通知を受けた者及び特定者による競争手続 | 日時・場所・その他詳細は、審査結果の通知書に記載するものとする。 | |

**申請、請求、交付、質問、回答閲覧の期間中の受付は、午前10時から午後４時までとする。**

**ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日並びに平日の午後０時15分から午後１時までを除く。**

**３ 応募要件**

|  |  |
| --- | --- |
| 基本的要件 | １　大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿等に登録されている者であること又は登録される見込みであること。  ２　次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。  ア　成年被後見人  イ　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者  ウ　被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの  エ　民法第17条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの  オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの  カ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者  ３　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府建設工事（又は物品・委託役務関係）競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第１項の更生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府建設工事（又は物品・委託役務関係）競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。  ４　公示の日から契約締結の日までの期間において、次のいずれにも該当しない者であること。  ア　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者  イ　大阪府入札参加停止要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者  ウ　大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(令和2年大阪府規則第61号)第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者、同規則第3条第1項各号のいずれか又は同条第2項に該当すると認められる者  エ　大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償の請求を受けている者 |
| 技術に関する要件 | 医療事務業務を行うにあたって、医事システムに習熟し、下記内容を適切に実施できること  １　診療報酬改定に関すること   1. 改定内容の情報収集に関すること。   ア．改定時には情報収集に努め、委託者に情報を提供すること。  イ．大幅改定時には、委託者に改定内容を提供すること。   1. 改定内容の影響を委託者に提供すること。 2. 改定時には、委託者が提供する改定に伴う変更ソフトによりコンピューターシステムに変更すること。   ２　診療報酬請求業務に関すること   1. レセプト出力をすること。 2. レセプトの点検を行うこと。なお、内容等について、医師等との調整・確認作業を行い、必要に応じて入力データの修正・再入力を行い、併せて内容等に関する補足コメント等の添付書類に関する点検も併せて行うこと。 3. レセプトを分類集計し、総括票を作成すること。 4. 診療報酬請求書を作成すること。 5. 返戻・保留レセプトの処理をすること。 6. 福祉医療費請求書を作成すること。 7. 公費負担制度に係る申請書類の保管整理及び請求書を作成すること。 8. 返戻されたレセプトを修正し、再請求すること。 9. 減点されたレセプトを分析・修正し、再審査請求すること。 10. 返戻されたレセプトの内容をコンピューターシステムに登録すること。 11. 減点されたレセプトの内容を記録すること。 12. 社会保険支払基金・国民健康保険連合会にレセプトを提出すること。 13. 診療報酬請求等に関する変更をレセプトコンピューターシステムに登録すること。 14. レセプトのオンライン請求についてアップデート等に対応すること。   ３　保険請求業務の精度向上に関すること   1. 労災保険研修等、スキルアップを目的とした各種研修に参加し、保険請求業務の精度向上に努めること。 2. 各種研修の参加費用は、受託者負担とする。   ４　コンピューターシステムの運用管理に関すること   1. コンピューターシステムの故障等の場合は、委託者等に連絡し、協議の上、対応すること。 2. 各種データの整理に関すること。   ア．レセプト等を出力すること。  イ．会計データ等の整理を行うこと。  ウ．その他各種データの整理業務に付随する業務を行うこと。  (3) その他システム変更に関する業務を行うこと。但し、変更プログラムは市が提供するものとする。  ５　会計計算業務に関すること   1. コンピューターシステムを使用して、会計処理をすること。 2. 過剰請求や請求漏れの防止等、請求の精度向上に努めること。 3. 入力済み各種伝票の整理保管を行うこと。 4. データ修正等に伴う患者請求・還付等に関する業務を行うこと。還付等の業務に関してはこころケアと連絡を密にして行うこと。 5. 保険証の確認を行い、必要に応じて患者のデータを修正・入力を行うこと。 6. 初診患者の受付及び患者登録（患者氏名、保険等の入力等）を行うこと。 7. 診察券及び診療録を作成すること。 8. 診療録フォルダーを作成し、セットすること。 9. 再診の受付を行うこと。 10. 診察券の発行を行うこと。 11. その他会計処理に関する問い合わせに対応すること。   ６　診療情報管理業務に関すること   1. 診療録の保管、整理を行うこと。 2. 画像データの保管、整理を行うこと。 3. 診療情報管理業務を行うこと。 |
| 設備・システムに関する要件 | 中央子ども家庭センター診療所開設時より導入しているレセプト用コンピューター「ORCA」を使用し、診療報酬の請求等の医療事務を入力することができること |
| 業務執行に関する要件 | 以下の業務実施体制を確保していること。  ア　個人情報の保護、その他情報漏洩防止について十分に配慮した上、個人情報や  業務上知り得た情報を適切な方法で管理していること。  　　【管理方法の一例】  ・個人情報管理規程を有し、個人情報管理研修を実施していること。  イ　事業の概要に沿った人員配置であること。  ウ　毎月末に「月次業務完了報告書」を作成し、所定報告日までに報告すること。 |

**４ 発注機関**

|  |  |
| --- | --- |
| 発注機関所在地等 | 発注機関：大阪府中央子ども家庭センター  所 在 地：大阪府寝屋川市八坂町２８番５号  電話番号：０７２－８２８－０１６１  問合せ先：育成支援課第二課　福井  E-mail：[chuokatei@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:chuokatei@sbox.pref.osaka.lg.jp) |

**５ 公募手続の取扱い**

　　本件公募に係る契約行為の執行は、契約対象となる業務に係る予算が大阪府議会において議決され、その予算の執行が可能となることにより行うものとする。

**６ 交付書類一覧**

|  |  |
| --- | --- |
|  | 書類名称 |
| 参加意思確認公募手続に係る説明書 | ＜参加意思確認公募手続に係る説明書＞  ・参加意思確認公募手続に関する説明書  ・参加意思確認申請書（様式１）  ・大阪府中央子ども家庭センター医療事務委託に係る業務概要 |

**７ 提出書類一覧**

|  |  |
| --- | --- |
| 書類名称 | 参加意思確認申請書に記載のとおり |